

第21回講義 参考資料

参考判例

- 1) 大判明40・5・20民録13輯579頁（予めの受領拒絶と口頭の提供の要否）
- 2) 大判明45・7・3民録18輯684頁・P II 128・関連判例③（予めの受領拒絶と口頭の提供の要否）
- 3) 大判大11・10・25民集1巻616頁・P II 128（予めの受領拒絶と口頭の提供の要否）
- 4) 大判昭16・3・1民集20巻163頁・P II 147（受取証書と同時履行の抗弁権）
- 5) 最大判昭32・6・5民集11巻6号915頁・P II 126（口頭の提供も不要な場合）
- 6) 最判昭35・12・15民集14巻14号3060頁（些少の額の不足と弁済の効力）
- 7) 最判昭37・8・21民集16巻9号1809頁・P II 116（代理の場合の478条の適用の可否）
- 8) 最判昭40・12・21民集19巻9号2221頁・P I 243（対抗できない所有権取得と賃借権の混同消滅）
- 9) 最判昭59・2・23民集38巻3号445頁・P II 120（預担貸付と478条の適用の可否）
- 10) 最判平9・4・24民集51巻4号1991頁・P II 121（保険契約者貸付と478条の適用の可否）
- 11) 最判平15・4・8民集57巻4号337頁・P II 122（CD払いと478条の適用の可否）

共通の到達目標モデル案（修正案）

第5章 債権の消滅

第1節 債権の消滅総論

◆債権が弁済以外に、どのような原因に基づいて消滅するかを、具体例を挙げて説明することができる。

第2節 弁済

1 弁済総説

2 弁済の当事者

◆債務の弁済をなすことができるのは誰か、具体例を挙げて説明することができる。

◆第三者が債務を弁済した場合に、事後の法律関係（求償権の発生の有無、求償権の範囲等）がどうなるかを、具体例に即して説明することができる。

◆弁済を受領する権限を有する者は誰か、権限を有しない者に対して弁済をした場合にどのような法律関係が生ずるかを、具体例に即して説明することができる。

3 弁済の充当

◆弁済の充当とはどのような制度であるか、またどのような順序で行われるかについて、条文を参照しながら説明することができる。

4 弁済の提供と供託

◆弁済の提供とはどのような制度であり、どのような行為をすれば弁済の提供があったといえるかを、弁済の提供があった場合にどのような効果が生ずるかを、具体例を挙げて説明することができる（現実の提供、口頭の提供、持参債務、取立債務等）。

◆債務者が供託をなすのはどのような場合であり、供託によってどのような効果が生ずるかを、具体例を挙げて説明することができる。

（5 弁済による代位 は最終回で扱います）

第3節 代物弁済

◆代物弁済とはどのような制度であり、その効果が生ずるためにはどのような要件を備えている必要があるかを、具体例を挙げて説明することができる。